

令和5年1月定例総会議事録

日 時 令和5年1月18日（水） 午前9時30分～午前10時20分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第4条による届出

第2号 農地法第5条による届出

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

第6号議案 非農地通知について

5. 閉 会

午前 9 時 30 分 開会

○会長

皆さん、改めましておはようございます。新年となりまして第 1 回目の総会ということでございます。皆さんよろしく申し上げます。

昨日は阪神・淡路大震災について、色々と報道されていきました。早いもので 28 年が経つということで、当時は大変な災害でございました。今後もいろんな自然災害があると思いますが、皆さん十分注意をしていただきたいと思います。

また、世界的に昨年来、ロシアのウクライナ侵攻ということで大変な経済的な問題、物資の高騰ということが今後も一番気になるところでございます。一刻も早い収束を願いたいと思います。

また、農業委員会においても、今日、農業委員会だよりを配布してもらっていますが、人・農地プランによるビジョン作成ということで、農業委員における仕事の重大さというのが今後さらに出てくると思いますので、皆さんの力を十分に発揮していただいて、農業委員会活動を進めて参りたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、先ほど報告がありましたとおり、本日の出席委員は 23 名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和 5 年 1 月定例総会を開催します。

本日の付議すべき事項としては、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出 14 件、報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知 22 件、報告第 3 号 使用貸借解約通知 3 件、局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出 4 件、局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出 5 件。

議案としては、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請 4 件、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請 17 件、第 4 号議案 農用地利用集積計画 所有権移転 7 件、第 5 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定 70 件、第 6 号議案 非農地通知について 8 件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は 1 月 10 日、北部は 1 月 11 日に行っております。

また、調査会については、南部が 1 月 12 日、北部が 1 月 13 日に開催したことを報告します。会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名し

てから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、22番委員の池田委員、23番委員の吉田委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書16ページ、19ページ、20ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番及び3番並びに10番から13番までの審議結果について、私から報告いたします。

令和5年1月16日に開催された第82回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求めた農地法第5条関係については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから4ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1～14

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から14番までの14件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書5ページから9ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～22

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から22番までの22件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2・3・4

○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番から4番までの4件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページ及び13ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2・3・4・5

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から5番までの5件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び3番は、普通売買の案件、2番は、贈与の案件です。

なお、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

4

○会長

次に、審議番号4番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号4番は贈与の案件です。

この案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農業施設」の農振の用途区分変更を経た案件で、申請人は農業を営んでいますが、現在利用している農業用施設用地が、農地法の手続きを行っていなかったため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除等について問題ないことを確認し、また、許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2・3

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から3番の3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、申請地の西側で製造業を営んでいますが、従業員駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したく申請されたものです。

委員から、申請地からの雨水排水が、申請地の南西側の側溝に流れる計画となっているが、溜枡を設置する計画はないかとの質問があり、申請人より、設置する方向で検討したい旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号2番及び3番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、国道付近にあり、交通の便が良く、住環境も良いことから適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地北側農地への通作には問題ないと思われるが、この区域への国道からの出入口が1か所しかないため、別に出入口を設けることができないかとの質問があり、申請人より、出入口不足は認識しているが、新たな出入口の設置を検討したが、適地がないため、住宅購入者には、交通安全に特に注意するように伝えており、今後も注意喚起を徹底する旨の説明がありました。

さらに、委員から、申請地南西側の私道についての質問があり、申請人より、現在、市に帰属させることで市の担当課と協議中であり、将来的には市道になる予定との回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

申請地のうちの2259番2、2260番2、2263番3、2266番1の農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

2261番31の農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号2番及び3番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番及び3番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページから21ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

4～17

○会長

審議番号4番から17番までの14件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番及び5番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な住宅地内にあり、下水道も整備されていることから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地の東側農地では今後も営農が継続されるため、住宅購入者に対し、消毒などの農作業への理解を求めるよう、売買契約の際に、申請人から説明してほしい旨の意見があり、申請人より了承する旨の回答を得ました。

また、委員から、住宅購入者に対し、自治会に加入し、地域の清掃活動等にも参加してもらうように伝えてほしい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号6番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、市街化区域に隣接し、下水道も整備されていることから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号7番から9番までの3件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、教育施設にも近いことから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地南側の水路の管理について質問があり、申請人より、地域で清掃管理されることになるが、購入者にも参加してもらうよう伝える旨の説明がありました。

また、委員から、申請地周辺は道路の幅員が狭いため、造成等の工事の際は、近隣住民の安全を確保してほしい旨の意見があり、申請人より、近隣住民とは、必要箇所にガードマンを配置することで合意しており、交通安全には特に注意して工事を行う旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号10番から13番までの4件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に大型商業施設があり、住環境も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたとのことでした。

委員から、申請地東側農地では今後も営農が継続されるため、農作業車の通行などを含め、農作業への理解を求めるよう住宅購入者に対し、十分な説明を行ってほしいとの意見が

あり、申請人から了承する旨の回答がありました。

また、委員から、申請地への進入路は道路の幅員が狭いため、工事車両の通行には十分注意してほしい旨の意見が出されました。

さらに、委員から、申請地東側の水路の浚渫について質問があり、申請人より、護岸工事を行う際に合わせて、水路の浚渫も行う旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号14番及び15番の2件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に教育施設があり、下水道も整備されていることから、住宅地に適地と判断し、申請されたとのことでした。

委員から、申請地西側の農地は今後も営農が継続されるため、造成工事の際には、耕作に支障がないように十分注意してほしい旨の意見が出され、申請人からは了承する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号16番及び17番の2件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に教育施設や市立公民館などがあり、下水道も整備されていることから、

住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地北側の農地を今回の開発に含めなかったことについて質問があり、申請人より、計画当初は一体的な開発を考えていたが、北側農地の地権者との協議が整わなかったため、今回の申請地には含めることができなかった旨の回答がありました。

また、委員から、周辺の農地は今後も営農が継続されるため、造成工事の際は耕作に支障がないように十分注意してほしい旨の意見が出され、申請人から了承する旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設、又は公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、この14件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号4番及び5番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番及び5番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号7番から9番までの3件についても、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番から9番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号10番から13番までの4件についても、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番から13番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号14番及び15番の2件についても、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号14番及び15番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号16番及び17番の2件についても、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号16番及び17番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1・2・3・4

○会長

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から4番までの4件：16,959㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書22ページ及び23ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

5・6・7

○会長

審議番号5番から7番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号5番から7番までの3件：15,286㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番から7番までの3件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書24ページから33ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1～42

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から42番までの42件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から42番までの42件

新規 11件： 69,916㎡

更新 31件： 135,744㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この42件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この42件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この42件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から42番までの42件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書33ページから41ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

43～70

○会長

審議番号43番から70番までの28件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号43番から70番までの28件

新規 4件： 25,124㎡

更新 24件： 132,195.28㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この28件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この28件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この28件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号43番から70番までの28件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書42ページ及び43ページをお開きください。

第6号議案 非農地通知について

1～8

○会長

第6号議案 非農地通知について、審議番号1番から8番までの8件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から8番までの8件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、既に山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この8件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この8件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から8番までの8件については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和5年1月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和5年1月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時20分 閉会